

# 令和2年度 事業報告書

## 1. 概略

社会福祉法人 極光の会の各事業にいつもご理解・ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。令和2年度は新型コロナウイルス感染症に始まって、その対応策に暮れたような一年でした。玄輝門でもコロナ禍の影響による地域の地域経済の停滞や休業等のために多くの行事を中止または計画変更し、対処の方法もよく解らないまま日常活動を収縮せざるを得ませんでした。就労活動でも一般経済社会の活動が制限されたことにより、一時的または継続的な収入の減少が発生しております。また、玄輝門や玄輝門住宅Aでは感染予防のために関係者以外の方々が施設内に入れないという状況の中、ボランティアにて感染予防のためのマスクを手づくりしてくださる方など、多くの皆様にお力添えをいただきました。昨今の地域福祉を取り巻く課題は、急激な高齢化の進行をはじめ、障害者や生活困窮者の自立支援・孤立・孤独・虐待・権利擁護・災害時要配慮者等、多岐にわたり様々な問題を抱えております。さらにコロナ禍もあって、以上のような問題がますます複雑化し、かつ深刻化しています。極光の会の役員及び職員、行政等の関係機関団体、民生委員・児童委員、自治会等の地域関係者等と手を携え、地域福祉のさらなる充実を目指して令和3年度も昨年度以上に取組んでいきます。

新型コロナウイルスは私たちの日常生活と経済活動を直撃しました。コロナ禍に対して、感染防止のための有効な対策を現法律の下では十分に発揮出来ず、社会福祉の現場では利用者・家族・職員・地域の皆様の命と健康・暮らしを守りながら、ぎりぎりの崖っぷちを歩くような賢明な努力を続け、現時点においても日本だけでなく世界各地で奮闘が続いています。

日本では2月以降の感染拡大をうけ、政府は自粛・ステイホーム・テレワーク等を推進し緊急事態宣言を出すに至りました。社会福祉施設には「高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者の事業継続を要請する」（感染症対策本部）とし、事業継続のための自衛対策が求められました。自己責任でマスク等の衛生用品を確保し、感染症対策を徹底し事業所を開所することが必須とされました。このことから社会福祉事業はパンデミックという緊急事態の中でも、日本の社会・経済・労働を支える重要なインフラであることが明確に示されました。地域の社会福祉の一端を担う職員とその家族が同じく感染への不安を抱える中でも、助けを求める障害者・子供・高齢者等を支え続ける責務があることも明らかになりました。それは憲法にもとづく生存権保障としての社会福祉を守り、対象者の権利を守るといふ社会福祉事業の性格そのものとなります。

コロナ禍にてまず深刻化したのはマスク・消毒液等の衛生用品の不足です。玄輝門や玄輝門住宅Aは医療現場と同じく感染リスクやクラスター発生の危険性が高いため衛生用品は不可欠ですが、店舗や市場での入手は困難を極め、玄輝門ではそれぞれの伝手を辿っての対応をしましたが、必要個数の調達は困難でした。さらに突然の一律休校要請は大きな影響を与え、職員の家庭での負担も増えたと思います。厚生労働省は事業所の休業や利用者が施設を利用しない場合でも、利用者宅を訪問してのサービス実施等の調整を求められました。

コロナ禍で明らかになったことがあります。それは国が緊急事態でも事業継続を要請する「社会生活を維持するうえで必要な施設」である社会福祉施設は、社会・経済をささえる基礎的な土台の役割を担っていることです。社会福祉事業をめぐる環境は大きく変化して、一つは社会保障・社会福祉予算の抑制・営利企業の参入による福祉の市場化で社会福祉事業は「競争」「生産性」を意識し営利事業となることを求められ、公的責任に頼らない法人連携や大規模化が進められています。二つめは貧困をはじめとした地域の福祉課題の解決を「自助・互助」、つまり自己責任・家族責任と住民どうしの助けあいに担わせる政策が進んだことです。社会福祉法人はその中核を期待され、平成30年の社会福祉法改正で「地域における公益的な取組み」の責務化により無料・低額なサービス提供を求められています。三つめは過酷な福祉現場の労働と人手不足が社会問題化し、重なる報酬改定の下に経営が左右されるため、いま社会福祉事業者は経営維持が難しくなっております。

さらに「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。改正では地域共生のための地域住民の取り組みを責務化し、支えあい助けあう社会を目指しています。具体的には「断らない相談支援」「地域づくりに向けた支援」「参加支援」を新事業として作り、既存の介護・障害福祉・子供・生活困窮に係る相談支援事業を包括化して、あらゆる生活課題に専門性を持った各機関が協力して対処することが目的です。

憲法25条1項は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められている生存権の保障は社会権の中で原則的な規定であり、国民が誰でも、人間的な生活を送ることが出来ることを権利として宣言しております。生存権の社会保障は国と自治体が責任を持って行い、非営利組織として運営される社会福祉法人は社会福祉事業を行うことを目的としています。

社会福祉法人「極光の会」では令和3年度も社会福祉の公益性・公共性に立ち返り、コロナも含め社会福祉をめぐる危機に対し、誰でもいつでもどこに住んでいても必要な支援が受けられる社会福祉を目指し活動していきます。また、今般の制度見直しを契機としてその非営利性・公益性にふさわしい経営組織の構築、組織・事業の透明性向上、地域における公益的な取組、質の高い人材の確保・育成に一層積極的に取り組みます。そして、社会福祉の主たる担い手として、国民から負託された社会福祉事業の一層質の高い経営と複雑多様化する社会問題等を背景に、制度の狭間にある方々に対する積極的な取り組みにより、社会の「動脈」として地域社会を発展させる役割を率先して果たして行きます。今後も皆様の力添えを頂きながら、地域において長く障害福祉を支えてきた自負と経験を活かし、英知を結集して一丸となってこの難局を乗り越え、社会の礎としての気概を世に示したい。

「極光の会」では社会福祉法人改革の趣旨に沿って、「経営組織のガバナンスの強化」・「事業運営の透明性の向上」・「財務規律の強化」・「地域における公益的な取組」等の取組みを進めている途中です。その中でもこれまで地域から受けてきた恩に感謝の気持ちとして還元する為、福祉充実計画を5年計画で進めてきました。「極光の会」が実施している福祉充実計画も令和3年度で5年目の最終年度となり、令和3年1月に取得した農地1933.00

m<sup>2</sup>（藤崎町大字榊字宮本 37-1）に新たにグループホームを建設する計画です。この土地は令和 2 年 10 月に藤崎町の農業振興地域整備計画の枠を外し、令和 3 年 1 月に農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用の許可も頂いております。その許可を得たことにより、地権者より当該地を購入して登記事務も完了しております。さらに、この土地に隣接する倉庫 248.06 m<sup>2</sup>・土地 586.79 m<sup>2</sup>（宮本 37-5・38-3）も令和 2 年 7 月に地権者より購入して登記事務も完了し、所有者は「極光の会」となりました。

令和 3 年度の事業としてグループホーム等の建設を目的とする土地（藤崎町大字榊字宮本 37-1）に社会福祉施設等整備計画の国庫補助協議の対象となった計画書どおりに、グループホームに福祉避難所の機能を含めた施設とその施設を利用する方等が利用する機能回復棟の建設をすることです。2 階部分を近隣地域の障害者が利用するためのエレベーター機能を備えた福祉避難所として活用し、1 階部分は利用者が地域で日常生活上の介護や支援の提供を得ながら暮らすための共同生活を行う住宅として建設を実行します。さらに、入所する方の健康機能の維持回復を目的とする機能回復棟の建設も同時に進めて行きます。新しく建設するグループホーム 玄輝門住宅 A と機能回復棟が完成して事業を実施するまでには、今後も様々な困難な場面に遭遇すると思いますが、今まで以上に努力して社会福祉法人改革の趣旨に沿った福祉充実計画を進めて行きます。

極光の会は、平成 15 年 4 月に知的障害者授産施設（定員 20 名）として開設した。当時の津軽地域には養護学校を卒業した障害者が働ける場所である授産施設は多くは無く、利用希望者が長く自宅で待機している状況でした。玄輝門では、主として働くことの尊さと社会人としての自覚を促し、他人に迷惑をかけずに自立した人間を目指すことを主眼として、職業対策に力点を置いた訓練の場、活動のステージを提供していた。しかし、授産施設だけでは、利用時間外の日常生活面での支援に限界を感じ、平成 17 年 3 月から地域生活援助（グループホーム）として玄輝門住宅 A を開所し共同生活の場をスタートさせた。その後、平成 18 年 4 月に障害者自立支援法、さらに平成 25 年 4 月より障害者総合支援法が施行されました。様々な改革に対応しながら、就労継続支援 B 型 玄輝門・共同生活援助 玄輝門住宅 A として現在に至ります。

玄輝門や玄輝門住宅 A で働く職員は自らの勤勉・勇敢・知恵によって、利用者が睦まじく共存する素晴らしいサービスを心がけています。困難の解決に努力し、共に豊かになる道を揺るがず歩むことで時を経ながら、ますます輝きを放つ優れた施設に育て上げたい。利用者がより快適な居住環境・より良い成長・より良い仕事・より良い生活を得ることを望み、素晴らしい施設生活への憧れを実現できるように頑張ります。

そのため、常に心掛けているのは「おはよう」から始まる挨拶や“声掛け”で、相手の声を待っているだけでは 1 日が始まらないとの考えから実行しています。また、仕事中でも一定の距離を置いた“見守り”が常に必要であり、いつもと少しでも変だなと思ったら声を掛けるように注意しています。就労活動での作業は単純な内容の繰り返しが多いため、声掛け等を継続することが重要であり、それには休み時間や終業後の支援も必要です。そして、終業したら「ご苦労様、明日もまた来てね」という声掛けも忘れてはならない。頑張ったら褒めることや、失敗しても本人に何が原因なのかを理解してもらってから注意すること等、こ

うした当たり前の日常を支援することに配慮しながら、何か特別良いことをしているという感覚ではなく自然な形で接し、真心をもって尽力しています。

昨年度の経営状況として、玄輝門の福祉サービス事業収益はコロナ禍の中での利用者の通所日数の減少や制度の改革もあって減収になりました。玄輝門住宅Aの福祉サービス事業収益は利用者が1名増えたため増収になりました。また、社会福祉充実残額を利用する計画はグループホーム新規建設を予定している土地及び隣接する倉庫と土地の購入は出来ましたが、農地転用・農振除外等の様々な問題が長引き、計画書どおりには実施出来ませんでした。結果として全体では流動資産は僅かですが増加し、固定資産は減価償却費を差し引いたため減少しております。これらを合計した令和2年度の差引純資産は減少しました。

運営状況として、コロナ禍の中でも玄輝門では令和2年度も家庭での諸事情により施設の利用を希望すれば年間予定表で決められた休日に関係無く利用できることを継続しました。昨年度に利用した延べ人数は合計5,502人/年となり、休日に開所した日を含めた施設開所日は269日/年(休日開所日無し)で1日平均では20.4人の方が利用し、利用率は97.3%となりました。また、負担額は全員の施設利用料が免除されていて0円/月であり、給食費約6,800円/月(300円/食)の負担になっております。玄輝門住宅Aは生活の場を提供している事業所であるので、ほぼ毎日運営し、食費・光熱水費(実費)を含めた負担額は約2.5万円/月で、障害年金受給額内で生活出来ます。

## 2. 就労活動及び利用者工賃

玄輝門での就労活動は農耕班、さをり班、手芸班の3つの班で行っている。令和2年度の売上は5,199,151円で、工賃として1,939,300円を支払っており、利用者一人当りの工賃は約7,695円/月であった。令和1年度に比べ、売上は201,803円増加しましたが、工賃総額は33,900円減少しましたが、利用者一人当りの工賃は約135円/月増加しました。障害者総合支援法の就労継続支援B型事業での最低基準である3,000円以上は今のところ満たしている状況にありますが、県内他施設と比べると玄輝門の工賃は中程度より少し低い位置にあります。

手芸班は令和2年度の売上は677,293円で、令和1年度に比べ、売上は54,966円増加しました。作業は主にりんごネット等の委託作業で、元請のDMノバフォーム㈱さんから製品の質が良いと安定して高い評価を頂いております。しかし、過去に異物混入が多くなり注意を受けました。毎日の清掃等で落ち度があり、怠慢になっている事が原因にあると考えられます。昨年度も気を引締めて作業した結果、元請による検査でも指摘はありませんでした。

さをり班は令和2年度の売上は1,047,770円で、令和1年度に比べ、売上は90,429円増加しました。さをり班ではコートや洋服・小物等を数多く製作しております。昨年度もコロナ禍の中で対策を取りながら、年に数回行われる販売会で作品の展示販売を行ないました。今後も秋から始まる展示販売会で販売する作品作りに勤しみ、今年度も売上高を減らさないように、品質が高く彩の良さを製品製作と心を込めた接客で頑張ります。

農耕班は令和2年度の売上は3,474,088円で、令和1年度に比べ、売上は56,408円増加しました。農耕班を取巻く環境として、最近の社会情勢は農村地域では少子高齢化及び過疎化が急速に進み、更に農産物の輸入等の市場自由化により農産物価格が低迷し、基幹産業であ

る農業でも高齢化・担い手不足が深刻化しています。その結果、耕作出来なくなった農地が増え続け、更なる耕作放棄地の拡大が懸念されています。このような社会状況の中で玄輝門の利用者が地域の農業の新たな担い手として地域農家より期待されて、農耕班との契約による作業が毎年増えてきております。今後も農業と福祉との連携する取組みを進めて施設外での就労活動を拡大・充実させ、社会に貢献できると思います。

弘前駅前のりんご広場で行っているラベンダー祭りは令和 2 年度の開催はコロナ禍の影響があつて、弘前駅前のりんご広場で開催する事が事実上不可能となり中止になりました。しかし、これからもラベンダーといえは玄輝門と言われるようにラベンダー祭りの開催を最低でも 20 回までは継続出来るよう頑張ります。

就労活動全般の目標として、就労活動で制作している製品の品質や価値を高める質の向上をすること・新たな販売場所を確保し販路を拡大すること・今まで以上に経費を削減して無駄な出費が無いよう節約に努力し、効率的で利益率の高い品物の生産をすること・内職作業を中心とした新たな分野を開拓すること等にて利用者にも少しでも高い工賃を支払えるよう努めたい。利用者及び職員共に「自分が変われば、周りも変わる」という事を念頭に置いて、如何にして自分の意識を変えていけるか、という意識改革にチャレンジします。

玄輝門の基本方針に添って、就労作業では利用者にも支払う工賃を上げるためだけに、「大変だけど耐えて忍んで頑張ろう！」と発して、予算実績対比の数値だけで利用者も鼓舞すると、数字の達成のみが「喜び」となってしまう、作業を行う本来の喜びを奪いかねません。また、良いことばかり続いてくれれば、前向きな姿勢で仕事に臨めますが、世の中はそんなに甘くはないので、やる気が下がる事もあります。心が落込んだ状態では元気も無くなり、成果が下がってしまうのも当然です。幸福感や充実感はやる気を上げ、自然と成果が上昇し、結果も伴うことで充実感が得られ、ますますやる気が出る、という好循環を実現したい。玄輝門では利用者及び職員もこのようになれる環境を築き上げて、喜び・才能・やる気・創造性を最大限に引き出すことがこれからの就労作業の大きな課題です。作業や趣味、あるいは勉強において何かに没頭した経験は誰にでもあると思います。無我夢中で一つのことにめりこんでいる時には、報酬や見返りよりも、没頭している状態そのものが何より楽しく充実しています。そして、短期間でめきめき作業能力が上昇し、成果に反映されます。この、生産性が高く幸福感に満ちた集中状態にうまく導入出来れば、利用者の働くということの意識の成長はもちろんのこと、施設での生活が活性化することも可能になると考えます。

### 3. 施設利用状況

平成 29 年度 22 名・平成 30 年度 22 名・平成 31 年度 22 名・令和 2 年度 21 名  
令和 3 年度 21 名 (各年度 5 月 1 日現在)

平成 18 年 4 月より利用者数は定員を超えて契約及びサービス活動を行っても差し支えない事となった。平成 20 年 4 月からはさらに通所施設利用率向上のために 1 日の利用者数を玄輝門の定員 20 名より 150 分の 30 名まで利用可能となり、また 3 ヶ月の平均利用者数も 125 分の 25 名まで施設を利用できることが可能となった。平成 23 年 9 月よりは就労継続支援 B 型事業へ移行し定員を 40 名に拡大したが、施設契約者の減少があり平成 25 年 4 月より定員を減少させ 20 名に戻した。前述にもありますが、現在の定員で玄輝門を利用する事が出来る人

数は1日で30名まで、3ヶ月の平均利用者数は25名までとなり、定員を減らしたことよ  
ての利用者への支援内容や施設の運営に支障は出ておりません。

#### 4. 利用者の処遇

- 個別支援計画** 個別支援計画とは、障害者一人一人のニーズを正確に把握し、指導を適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で一貫して的確な支援を行うことを目的として策定される。個別支援計画の策定には、施設のみならず、医療、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠である。
- 玄輝門及び玄輝門住宅Aでは利用者の効果的な指導・援助を行うために4月・8月・12月の年3回、個別支援計画を策定。日々の動向記録を参考にし、利用者個々の目標・指導方法及び結果を話し合い、利用者の希望を実現するために指導員がより良いサービスの質を管理する目的で行っている。
- 送迎** 開所時より無料で行っている送迎は朝3コース・夕2コースで実施し運行された。各養護学校からの職場実習生も希望に応じて無料にて送迎を行い、人数が増えた時は送迎車を1台増加させ、臨機応変に対応した。
- 給食** 施設での給食は、ご飯・味噌汁・漬け物及びデザートを施設で調理し、主なおかずを、随意契約で決定した「花咲温泉」と契約している。施設では契約業者との打合せを密に行い、献立表の事前配布、利用者から好まれる給食、季節感のある給食、衛生管理と栄養バランスに留意した給食の提供を事故無く行うことが出来た。
- また、自治会の中で給食会議を年3回行い、利用者からの声を聞いて給食のメニューに反映させている。さらに各学校からの実習生もそれぞれの学校の昼食単価に合わせ、施設で給食を取ってもらった。
- 健康管理** 施設内にて健康観察日(身長・体重・血圧・腹囲の測定)を定期的に年4回実施した。昼休みは指導員が中心となって、ウォーキング・ランニング等の運動を各自で行い、自身の健康維持のためと障害者スポーツ大会の優勝を目指し頑張っている。
- 第28回青森県障害者スポーツ大会はコロナ禍で中止となりました。
- 自治会** 利用者の自主的運営による毎月1回の自治会を開催し、利用者からの提案を尊重した行事等を実施した。また、自治会の中で給食会議を職員も加わり年3回行い、利用者からの声を聞いて給食のメニューに反映させている。
- 工賃** 工賃の規程に基づき、売上金から経費を差し引いた利益と各利用者の査定を行い、利用者に工賃を支給した。昨年度より売上は伸びて利用者一人当たりの工賃は平均で7,695円/月となり、約135円/月の増加になった。
- 行事** 玄輝門では年間計画に基づいて月1回以上の行事を計画しておりましたが、コロナ禍のため計画変更や中止にもなりました。出かけられる時は三密を避けながら感染予防を徹底して実施しました。それでも施設の外に出て社会に馴染める事が出来るような交流を図り、地域参加を積極的に提供することを目的にして実施しました。昨年度はコロナ禍・天候により予定が延期・変更されたことはあったが、計画に近い形で実行出来ました。

実習 年3回の個別支援計画、及び利用者・保護者・指導員との三者面談の話し合いの結果を前提に、一般企業での作業実習を行う用意はしているが、昨年度も一般就職を希望する利用者・保護者が無く、一般企業に対しての作業実習は行っていない。しかし、農耕班では地域一般農家のニンニク畑まで出かけて施設外就労として一般の労働者と共に作業を行っている。また、藤崎町社協より請負っている除雪困難世帯に対する除雪作業・藤崎町スポーツ協会より請負っている河川敷グラウンドの草刈作業・藤崎町教育委員会より請負っている白鳥広場整備作業等を屋外で天候にも負けずに行っている。

今後も施設外支援・施設外就労や地域共同活動という制度を利用し、自宅や一般農家での就農及び一般企業への就労へと結び付けたい。

安全管理 コロナ禍のため弘前市交通安全公園では実施出来ず、令和2年9月12日に玄輝門内で交通安全教室を講義形式にて開催し、交通安全に対する意識の高揚を図った。講義は交通安全の話をするだけでなく、ビデオ鑑賞等を通して交通安全についての正しいルールとマナーを身につけ、悲惨な交通事故を未然に防ぐために訓練した。

防災対策 消防法では、『訓練を定期的実施しなければならない』とあり、特に不特定多数の者や身体的弱者を収容する防火対象物においては、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施すべきことを規定しています。訓練は、火災が発生しないように、また、火災による被害を最小限に抑えることを目的とします。消防計画に基づいて、職員が非常時の任務を的確に遂行するため、訓練を積み重ねて身につけておくことが必要となります。あらかじめ消防機関に届出し、玄輝門及び玄輝門住宅Aでは総合訓練を令和2年5月8日と11月6日に2回実施し、自然災害対策訓練も令和2年5月8日に玄輝門及び玄輝門住宅Aで実施した。今後も訓練を続けて職員及び利用者の防災に対する関心を高めて行きたい。

## 5. 職員の処務

職員会議 職員会議は施設長を中心に職員の意見を聞きながら運営が円滑に行われるように一致協力していくための会議であり、施設長の方針に関する共通理解を深めるとともに職員相互の事務連絡・利用者の状況などに関する情報交換を行うなど重要な意義を持っています。

また、職員会議は職員の施設内における研修の場でもあり、指導方法・指導上の課題等を話合う中で、職員個々の実践的指導力を高め共通理解を図るとともに、全体での指導力を向上させることが大きな役割です。

玄輝門では毎朝の朝会他に、玄輝門住宅Aと合同で月に1回の職員全体会議を設け、施設行事及び作業等の確認、また、利用者の計画的な指導・援助・処遇のため、職員間の意思統一を計る目的で、真摯な意見の発表の場として実施した。

職員研修 職員研修は、福祉サービスに従事する職員を対象とした職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務を遂行するうえでの基本姿勢、基礎的な知識・技術を修得するとともに、今後より専門的な知識・技術を獲得していくための基盤を形成する機会です。また、各関係機関から案内のある研修会には、指導能力を高めるために職員を派遣するよう努めています。研修に

よって得られたモチベーションとスキルによって利用者のために成果を生む職員となる目的で行っています。

ただ、玄輝門及び玄輝門住宅Aでは令和2年度極光の会職員研修計画を予定どおり実施するつもりであったが、コロナ禍のためにほぼ中止となり職員研修計画どおりには進みませんでした。

職員構成 玄輝門 施設長、施設次長、サービス管理責任者（施設次長とサービス管理責任者は兼務）、生活支援員、作業指導員、目標工賃達成指導員、作業員、調理員  
以上9名

玄輝門住宅A 施設長（玄輝門施設長兼務）、サービス管理責任者、世話人（1名はサービス管理責任者と世話人を兼務）、生活支援員（玄輝門生活支援員兼務）  
以上4名

職務分担 施設の適正なサービスの質を確保するための効率的な運営ができる体制を整えるため、職員の合理的な職務分掌を定める。重要事項について検討・決定する職員会議等の有効な活用、また有効な連携の確保のための整備・運用等、職務が効率的に行われることを確保するための体制を目的とする。

玄輝門及び玄輝門住宅Aでは組織機構、職務分掌と責任を明確にし、各部門の遂行すべき基本的任務を定め、業務の組織的で能率的な運営を図る上で「企画・渉外・事務」、「生活支援」、「作業支援」、「保健衛生」、「送迎」に職務を分担しています。

## 6. 施設の行事

玄輝門及び玄輝門住宅Aでは年間計画に基づいて月1回以上の行事を計画しておりましたが、コロナ禍のため計画変更や中止にもなりました。出かけられる時は三密を避けながら感染予防を徹底して実施しました。自治会からの希望を反映しながら、月1回の割合でレクリエーションを実施した。また、毎年行っている人材育成やスキルアップ、施設内の協調性アップ、コミュニケーションの向上、調査・視察などを目的とした宿泊訓練を実施した。予定を変更して令和2年6月12～13日に玄輝門に宿泊し、1泊2日の訓練を無事に終了しました。

## 7. グループホーム 玄輝門住宅A

平成17年3月1日の認可を受けて、利用定員4名に対し、平成24年1月より女性利用者が1人で生活していたが、平成29年2月中旬より家庭の事情によって男性利用者1名が利用を始めた。また、平成31年4月より女性1名が利用を始め、さらに、令和2年11月より女性1名が利用を始めて、計4名の利用者と世話人とで毎日助け合いながら居住しました。

定員が4名で少人数のために、利用者の希望を聞き入れた献立や、普段の生活の不満等を解消する目的で、食卓中の話し合いから相談業務等を日々行っている。

日常の生活援助として、食後の後片付けや部屋の清掃及び洗濯などの指導と生活上の手続きや通院等の補助を行っている。

玄輝門と玄輝門住宅Aとの連携を密にするため、施設職員が適宜訪問してサービス監視責任者から利用の様子を聞いて対処している。

お金の管理が十分に出来ない利用者には、保護者同意のうえで預り金規程に契約してもら



い、毎月一度は保護者と施設長の双方で使用適否や残額の確認を取りながら日常生活に必要な分を管理・運用している。

日中の活動の場である玄輝門に通所するための移動は送迎車を利用する。

週に1回程度、近くのスーパー等へ行き、嗜好品の購入を手助けしている。その他にも玄輝門の休日や夕食後の時間を利用して職員の買物に同乗して週に1回程度出かけ、自由に飲食や買物、他には預貯金の引出等をしていた。

業務日誌等は毎日記述し、個別支援計画を年に3回、防災訓練を年に2回、行事は2回の小旅行と4回の外食を実施した。

## 8. 施設の整備

令和2年6月9日にヤンマーアグリジャパンより 農耕班で使用する乗用草刈機1台を792,000円で購入する。

令和2年7月27日に奥瀬初子さんより 農耕班で使用する中古倉庫248.06㎡3,535,516円と土地586.79㎡2,642,186円（藤崎町大字榊字宮本37-5・38-3）を購入する。

令和3年1月25日に奥瀬初子さんより グループホーム新設で使用する農地1933.00㎡（藤崎町大字榊字宮本37-1）を448,000円で購入する。

以上は社会福祉充実残額を利用した施設設備整備によるサービス向上や労働環境と処遇の改善を計画して予算を組んで実施しました。

令和2年9月2日に㈱日本HPより 事務所で使用するパソコン1台を194,141円とグループホームで使用するパソコン1台を174,960円購入する。

令和2年9月2日に㈱ヤマダ電機より グループホームで使用するエアコン1台を242,000円で購入する。

以上は社会福祉充実残額を利用した施設設備整備と新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を利用したウイルス対策によるICT機器等の導入を有効に使用出来るように計画して予算を組んで実施しました。社会福祉充実残額と新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を利用して購入した今回、整備した構築物・機器等を粗末に扱うことなく、最低でも耐用年数×150%以上を目標に大事に丁寧に活用したいと思えます。

## 9. 事故報告

令和2年度も大きな事故はありませんでした。ハインリッヒが鳴らした警鐘であるヒヤリ・ハットの法則では事故等を防ぐためには日頃から些細なミスを潰しておく必要があります。事故だけではなく不備な点をいかに迅速に効率的に察知することが、重大な失態を回避し、不満足を満足に変え、安全を高める上で重要なポイントだということを理解しなければならない。また、これまでの経験を踏まえて、感染症防止対策・事故防止対策・虐待防止対策として普段から危機管理の意識を高く持ち、全職員が感染や事故を防止するために、これまでの経験を生かして安全のための対策・確認を再度行い、慢心を無くして安全意識を高める注意が必要であり、緊急時に業務継続に向けた計画・研修・訓練も必要である。

## 令和2年度 活動状況報告

令和2年

- |    |     |    |                               |
|----|-----|----|-------------------------------|
| 4月 | 1～  | 2  | 個別支援計画（目標・方法）                 |
|    |     | 3  | 健康観察日・地域清掃奉仕活動                |
|    |     | 11 | 社会見学                          |
|    |     | 17 | お花見遠足～弘前公園外堀・深浦町(旧岩崎村ゆとりの駐車場) |
|    |     | 24 | 職員会議・自治会                      |
| 5月 |     | 2  | 社会見学 中止(緊急事態宣言対応)             |
|    |     | 8  | 春季防災訓練                        |
|    |     | 11 | 買物実習 中止(緊急事態宣言対応)             |
|    |     | 16 | 大自然満喫遠足～十和田湖                  |
|    |     | 23 | 職員会議・自治会、社会見学                 |
|    |     | 24 | 理事会                           |
|    |     | 30 | 徒歩鍛練～黒石養護学校→黒森山               |
| 6月 |     | 5  | 保護者参観日                        |
|    | 12～ | 13 | 宿泊訓練～玄輝門(施設内訓練コロナ禍対応)         |
|    |     | 19 | 買物実習                          |
|    |     | 20 | 評議員会                          |
|    |     | 26 | 職員会議・自治会                      |
| 7月 | 1～  | 5  | ラベンダーまつり 中止(コロナ禍対応)           |
|    |     | 4  | 社会見学 平内町夏泊半島                  |
|    | 8～  | 9  | 個別支援計画（結果）                    |
|    |     | 10 | バイキング給食                       |
|    |     | 17 | 施設大清掃                         |
|    |     | 22 | 職員会議・自治会、<br>健康観察日、地域清掃奉仕活動   |
|    |     | 25 | 施設見学遠足～五能線沿線一周                |
| 8月 | 3～  | 14 | 個別支援計画 三者面談（目標・方法）            |
|    |     | 8  | 社会見学                          |
|    |     | 22 | 職員会議・自治会、社会見学                 |
|    |     | 29 | 親子遠足～六ヶ所村原燃PRセンター             |

- 9月
- 1 2 交通安全教室 玄輝門(施設内訓練)  
社会見学 藤崎町長寿顕彰式参加他
  - 1 9 施設見学遠足～津軽半島一周
  - 2 5 職員会議・自治会
- 10月
- 9～1 2 さをり展示会 楠美家住宅
  - 1 6 玄輝門大運動会、社会見学
  - 2 3 職員会議・自治会、  
健康観察日、地域清掃奉仕活動
- 11月
- 4～5 個別支援計画（結果）
  - 6 秋季防災訓練
  - 7 紅葉見学遠足～浅虫水族館・八甲田山一周
  - 1 1～1 6 さをり展示会 アスパム
  - 2 1 社会見学
  - 2 2 理事会
  - 2 7 職員会議・自治会・施設大清掃
- 12月
- 2～ 3 個別支援計画（目標・方法）
  - 4 買物実習～エルム街
  - 1 2 餅つき大会
  - 2 8 職員会議・自治会
  - 2 9 合同反省会
  - 3 0～ 年末年始休業
- 令和3年
- 1月
- ～3 年末年始休業
  - 9 お汁粉給食
  - 1 6 社会見学
  - 2 5 職員会議・自治会、健康観察日、  
雪上運動会
- 2月
- 2 豆まき
  - 1 3 社会見学
  - 2 0 職員会議・自治会、社会見学
  - 2 2～2 5 さをり展示会 百石町展示館
- 3月
- 3 ちらし寿し給食・社会見学
  - 3～4 個別支援計画（結果）
  - 6 理事会
  - 1 1 藤崎町ふれあいサロン

- 1 9 施設見学遠足～かつば寿司・鶴田町廻堰他
- 2 7 職員会議・自治会、施設大清掃、  
就労活動年間報告会
- 3 1 皆勤賞・精勤賞授与式

#### 作業実習生受入状況

なし

#### 教育実習生介護体験受入状況

8 / 1 7 ~ 2 1	野呂 琢登	青森中央学院大学
8 / 2 4 ~ 2 8	伊藤 優花	東北女子大学